

## 各評定段階基準(案)

### 2. 顧客保護等

A :

顧客保護等について、顧客への説明態勢及びそれを補完する苦情処理機能、さらに顧客情報管理態勢が、経営陣により強固に構築され機能している。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響は小さい。

B :

顧客保護等について、顧客への説明態勢及びそれを補完する苦情処理機能、さらに顧客情報管理態勢は、経営陣により十分に構築され機能している。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

顧客保護等について、軽微ではない態勢の不備が認められるなど、顧客への説明態勢等または顧客情報管理態勢が不十分なものとなっている。経営陣の顧客保護等への取り組みも不十分であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響も認められ、改善の必要がある。

D :

顧客保護等について、態勢の不備が認められるなど、顧客への説明態勢等または顧客情報管理態勢に欠陥がある、または重大な欠陥が認められる。その結果、顧客の離反等を招き、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、その存続が脅かされている状況にある。

## 顧客保護等

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目  
(注2)：ガバナンス上の位置付け

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評定における着眼点
項目	顧客保護等のチェック項目				
○金融検査マニュアル - 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト					
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明			
Ⅲ. 遵守体制（態勢）が機能しているか否かのチェック体制の整備状況	2. 「コンプライアンス環境」のチェック	(4) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備しているか。 ① 苦情等、顧客の申し出事項の記載簿を整備しているか。 ② コンプライアンス担当部門は適切に苦情等の事後確認を実施しているか。 ③ 不祥事件の事実確認、関係者の責任の有無の明確化及び責任追及、監督責任の明確化を図る体制を確立しているか。また、事件の調査・解明は事件とは独立した部門で行っているか。なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。さらに、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。 ④ 証券取引法の定める適時開示を行う体制を確立しているか。 (7) テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。 ① 顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。 ② テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、行政庁に対し速やかに届け出ているか。（また、届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。） ③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。 ④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録が速やかに作成され、法令に定められた期間、適切に保存されているか。 ⑤ 顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。	◎	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 顧客保護等の評定に当たっては、当該金融機関が定める具体的な顧客保護の確保、顧客の利便性の向上に係る方針等を踏まえ、実効性のある施策が行われているかに着眼する。                          なお、評定に当たっては、法令、金融検査マニュアル、監督指針等に基づきその適切性の検証を行い、評定するものとする。</li>   <li>● 顧客からの苦情等に対して、その発生原因の分析・検討がなされず適切な発生防止策が講じられないまま、類似の苦情等が発生している場合や不祥事件に発展している場合には、苦情等に対処する態勢の状況に着眼する。</li> <li>● 顧客からの苦情処理に当たっては、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決が図られているか、または、図ろうとする取組みがなされているかに着眼する。</li> <li>● 顧客に対するディスクロージャーについては、その内容が、総花的で抽象的なものではなく、顧客の立場に立った具体的で分かり易い内容となっているかなど、その適切性や充実度にも着眼する。</li> <li>● 営業店において、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等を防止するため、預金口座開設時において顧客の本人確認を行い、また、疑わしい取引に関する情報について本部の統括部門に対して速やかに報告が行われているかに着眼する。</li> </ul>
○金融検査マニュアル - 市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト					
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
2. 管理業務	(1) 顧客とのトラブルに対す	(1) [GD、CD] 顧客サイドでのリスク管理が十分でない場合には、顧客が多額			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 顧客からの苦情等に対して、その発生原因の分</li> </ul>

## 顧客保護等

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル等			(注1)	(注2)	評定における着眼点
項目	顧客保護等のチェック項目				
(1)市場リスクの管理 ①顧客リスクの管理体制	① 顧客リスクの管理体制 管理・処理体制の整備	の損失を被り、それが基で金融機関が訴訟を受けたり、損失を被ったりするリスクが生じる。したがって、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署を明確にするなど、管理・処理体制を整備しているか。 また、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署において、速やかにその原因究明を行うとともに、その再発防止策を講じているか。	◎	内部管理	析・検討がなされず有効な発生防止策が講じられないまま、類似の苦情等が発生している場合や不祥事件に発展している場合には、苦情の処理にかかる態勢整備の状況に着眼する。 ● 顧客からの苦情処理に当たっては、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決が図られているか、または、図ろうとする取組みがなされているかに着眼する。  ● 金融商品の販売に当たって、優越的地位の乱用と誤認されかねない説明を防止するための措置が講じられているかに着眼する。 ● 預金等とリスク商品との誤認防止措置の実効性を確保するために、金融商品の内容や当該金融商品が包含するリスクについて、説明内容、説明方法、顧客の承諾の確認方法や、そのための態勢整備の状況に着眼する。
	(2) デリバティブ商品の開発	(2) [GD、CD] デリバティブ商品は、顧客とのトラブル、訴訟等金融機関にとって、非常に大きな影響を招く可能性があることを考慮し、リスクの高いデリバティブ商品を新規に取扱う場合には、リスク管理の専門家による法的、技術的なチェックを行った上で、取締役会等による承認を得ているか。 また、リスクの高いデリバティブ取引を顧客の不健全な要求によって開発していないか。	◎	経営陣による統制	
	(3) 顧客への販売	(3) [GD、CD] デリバティブ商品は、その商品のリスクを十分に管理できる能力及び体力を持っている顧客に販売していることが望ましい。 顧客が自己のポジションヘッジではなく、スペキュレーションのためにデリバティブ商品を購入しようとしている場合には、特に慎重に対応しているか。			
	(4) 顧客に対する商品内容等の説明及び顧客の意思確認	(4) [GD、CD] デリバティブ取引に関して、取引経験が浅い顧客にデリバティブ商品を販売する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、具体的に解り易い形で解説した書面を交付し説明しているか。 顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。	◎	内部管理	
	(5) 取引内容の顧客への報告	(5) [GD、CD] 販売後、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報等を提供しているか。 時価情報については、その時価が何を表しているのか（ヘッジ・コストを勘案したものであるか等）を明確にしているか。 時価情報等の顧客への提供にあたっては、市場部門から独立したリスク管理部門（又は事務部門）において行うなど、顧客に正確な情報が提供されるような方策をとっているか。			
◎金融検査マニュアル - 事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト					
3. 不祥事件等	(2) 顧客からの苦情等	(2)① 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）については、その処理の手続を定めているか。 ② 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）			● 顧客からの苦情等に対して、その発生原因の分析・検討がなされず有効な発生防止策が講じられないまま、類似の苦情等が発生している場合や不

## 顧客保護等

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル等		(注1)	(注2)	評定における着眼点
項目	顧客保護等のチェック項目			
	<p>む)は、処理の手続に従い事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、速やかに処理を行っているか。</p> <p>③ 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）の内容は、処理結果も含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、定期的に事務部門、内部監査部門に報告しているか。</p> <p>④ 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、内部監査部門へ報告するとともに、取締役会に報告しているか。</p>			<p>祥事件に発展している場合には、苦情の処理にかかる態勢整備の状況に着眼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 顧客からの苦情処理に当たっては、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決が図られているか、または、図ろうとする取組みがなされているかに着眼する。</li> </ul>
(3) 顧客保護	<p>③① 顧客に対して公正な事務処理を行っているか。</p> <p>② 顧客との取引に当たっては、取引の内容等を顧客に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。</p> <p>③ 特に、顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、顧客に対し、適切かつ十分な説明を行い、必要に応じて顧客から説明を受けた旨の確認を行っているか。</p> <p>④ 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。</p> <p>⑤ さらに、融資先の財務情報など、個別企業に関わる情報については、特に厳重かつ慎重に取り扱っているか。</p>	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 預金等とリスク商品・保険商品との誤認防止措置の実効性を確保するために、金融商品の内容や当該金融商品が包含するリスクについて、説明内容、説明方法、顧客の承諾の確認方法や、そのための態勢整備の状況に着眼する。</li> <li>● デリバティブ等を内包する融資取引については、顧客の知識・経験等から問題がない場合を除き、その商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、具体的に解り易い形で解説した書面を交付し説明しているか。また、顧客自身がリスクを負っている場合には必要に応じて説明を受けた旨の確認を行っているかに着眼する。</li> <li>● 貸付条件契約、担保・保証の極度額、第三者保証、経営者の保証等について、顧客から求められれば、事後の紛争等を未然に防止するため、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているかに着眼する。</li> <li>● 取引関係の見直し、顧客の要望の謝絶に当たって、顧客の理解と納得を得るために可能な範囲で理由等を適切かつ十分に説明しているかに着眼する。</li> <li>● 顧客情報の管理態勢の検証に当たっては、例えば、以下の点に着眼する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 顧客情報の不適切な取得・利用、漏えい等の防止に適切に対処するため、マニュアルの整備や安全管理措置を講じるなど、情報の管理体制を整備しているか。また、業務の委託先に対して適切な情報管理を確保するための監督（業務</li> </ul> </li> </ul>

## 顧客保護等

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル等		顧客保護等のチェック項目	(注1)	(注2)	評定における着眼点
					<p>委託先の適切な選定を含む)を行っているか。</p> <p>② 顧客情報の管理方法等に関し、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。</p> <p>③ 顧客情報の漏えい等の事故が発生した場合に適切で迅速な対応が可能な体制を整備しているか。(併せて、情報漏えい等の事故に際して、速やかな監督当局への報告、事実関係等の公表、本人への通知が履行されているかを確認するとともに、報告・公表、通知洩れがないか事後的に検証する体制を確立しているかを確認する。)さらに、取締役及び監査役は、漏えい等の事故の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。</p> <p>④ 顧客情報の管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。</p> <p>⑤ 個人にかかるセンシティブ情報については、特に厳重かつ慎重に取り扱っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業店において、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等を防止するため、預金口座開設時において顧客の本人確認を行い、また、疑わしい取引に関する情報について本部の統括部門に対して速やかに報告が行われているかに着眼する。</li> </ul>
	(4) 顧客管理	<p>(4) 顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。</p> <p>① 顧客管理に関する責任者を置くなど責任体制を確立しているか。</p> <p>② テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、本部の統括部門に対し速やかに報告しているか。</p> <p>③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。</p> <p>④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。 なお、本部において、各営業店で作成された顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に関する記録が保存されている場合には、各営業店から本部にそれらの記録が確実に移送され、本部において適切に保存されているか検証する。</p>	◎	内部 管理	
○金融検査マニュアル - システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト					
2. 新規分野への進出 V. 体制の整備	(5) インターネットを利用した取引の管理体制	<p>(5)① 顧客からの苦情・相談等を受け付ける体制を構築しているか。</p> <p>② システムのダウンまたは不具合により、適正な処理がなされなかった場合、それを補完する体制を整えているか。また、システムダウン等が発生した場合の責任分担のあり方についても、明確に示しているか。</p>			

## 顧客保護等

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル等		顧客保護等のチェック項目	(注1)	(注2)	評定における着眼点
1. 管理体制		③ リンク等によって生じるサービス提供主体についての誤認を防止するための対策を講じているか。 ④ 自行の財務や業務の内容に関する情報及びインターネットを利用した取引において提供するサービスの内容について、例えばホームページにおいて開示しているか。 ⑤ マネー・ローンダリング防止等の観点から本人確認を行っているか。 ⑥ 顧客情報の漏洩、外部侵入者及び内部の不正利用による顧客データの改竄、書き換え等を防止する体制を整えているか。 ⑦ インターネットを利用した取引が非対面であるということに鑑み、顧客との取引履歴等について改竄・削除等されることなく、必要に応じて一定期間保存されているか。 ⑧ 利用者自身が使用状態を確認できる機能を設け、利用者を不正使用から守っているか。	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報にかかるデータの管理体制等の検証に当たっては、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に沿った管理態勢が整備されているかに着目する。</li> </ul>
2. システム運用体制	(4) 顧客等のデータ保護	(4)① 法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、原則として顧客データを第三者に開示することを禁止しているか。顧客データの取扱については、管理責任者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管理しているか。 ② 顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。 ③ 顧客データ以外の重要な情報についても、管理責任者、管理方法を定め、適切に管理しているか。			
○監督指針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認、疑わしい取引の届出</li> <li>・与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</li> <li>・顧客の誤認防止等</li> <li>・顧客情報管理</li> <li>・預金口座の不正利用防止</li> <li>・銀行の事務の外部委託</li> <li>・地域貢献</li> </ul> 等を参照。 ※ 現在行われている「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」における議論を踏まえ、偽造カード問題に対する顧客の被害防止に向けた金融機関の取組姿勢にかかる事項についても明記する予定。	◎		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 顧客保護等の評定に当たっては、上記の「金融検査マニュアル」に係る「評定における着眼点」に加え、「監督指針」の左記の項目における「主な着眼点」等も踏まえる必要があることに留意する。</li> <li>● 「地域貢献」等地域経済の活性化に向けた取組み等に係る情報開示が正確になされていない場合には、その意図性を確認して評定を行う。</li> </ul>
前回当局検査指摘事項の改善状況等					<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まって</li> </ul>

## 顧客保護等

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル等		(注1)	(注2)	評定における着眼点
項目	顧客保護等のチェック項目			
		◎	内部 管理	いる場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。</li> </ul>

## 各評定段階基準(案)

### 4. 自 己 資 本 管 理

A :

自己資本について、金融機関の規模・特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されており、その結果、質・量ともに極めて充実した水準にある。

B :

自己資本について、金融機関の規模・特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されており、その結果、自己資本は、十分な水準にある。軽微な弱点は認められるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に、自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

自己資本について、金融機関の規模・特性に応じた管理態勢は不十分である、または、自己資本が不十分な水準にある。経営陣の管理能力が不十分であることから、自己資本比率が正確に算定されていないなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善が必要である。

D :

自己資本に対する管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、自己資本も過少となっており、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、またはそのような状況にある。



# 自己資本管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評価上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(自己資本比率等に関する検査について)及び監督指針			評価上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付	評価における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
自己資本	(1) 自己資本比率の正確性の検証	<p>被検査金融機関の自己資本比率について、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(大蔵省告示第55号)等に定めるところにより、信用リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証する。</p> <p>特に、以下の点について、事務ガイドライン等に照らして、自己資本比率等が適正に算定されているかを重点的に検証するものとする。</p> <p>1. 資本勘定に算入される税効果相当額(＝繰延税金資産見合い額)は日本公認会計士協会が公表している「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(監査委員会報告 第66号)等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているかを検証する。</p> <p>2. 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等が自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかどうかを検証する。</p> <p>3. 負債性資本調達手段でステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付している場合は、当該ステップ・アップ金利等が過大なものとなっていないかどうかを検証する。</p> <p>4. 海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合は、当該優先出資証券について、パーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているかを検証する。</p> <p>5. 決算期を跨いで又は決算期末日に保有債権に銀行保証等(保証と同等の効果を有するクレジットデリバティブ契約を含む。)を付している場合は、保証等の残存期間が1年未満であるにもかかわらずリスクアセットを削減していないかを検証する。                      ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。</p> <p>6. 決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行っている場合は、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約となっていないかを検証する。</p> <p>7. その他、自己資本比率規制の趣旨に反するリスクアセットの削減等がないかを検証する。</p>	◎	経営陣による	<p>・自己資本管理の評価に当たっては、乖離が生じた要因・背景(意図性の有無、事務過誤によるものか、自己査定誤りによる償却・引当額の相違によるものか、など)を把握したうえで、検査前後の自己資本比率の乖離率等を踏まえた「自己資本管理」の評価上の目安に基づき判定を行った後に、管理態勢上の問題点が当該金融機関の経営に及ぼす影響度に応じ最終判断を行うものとする。</p> <p>・評価上の目安を判定する際には、例えば、以下の点はプラス要素として勘案する。                      ①明確な指針・戦略のもと、統合リスク管理などの手法により必要自己資本比率を適正に管理している場合、                      ②金融機関のリスク特性に照らし、自己資本が質量ともに極めて充実している場合、等</p> <p>・自己資本比率の算定方法等について、意図的に正確性を歪めている場合は、評価の目安の判定上はマイナス要素として勘案する。</p> <p>・また、その場合には、経営陣の関与の有無や内部監査部門における監査の状況、当局に対する説明・報告状況等に着眼し、さらに、コンプライアンス上の問題点も検討する。</p>

# 自己資本管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評価上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(自己資本比率等に関する検査について)及び監督指針			評価上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付	評価における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		8. 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)及び「退職給付会計に関する実務指針」(平成11年9月14日日本公認会計士協会)に基づき、適切に負債の部(前払年金費用となる場合は資産の部)に計上されているか。また、退職給付債務のうち未認識額の将来収益への影響を把握し、必要に応じ取締役会等の適切な認識・行動、経営計画・アクチュアリーレポート・税効果スケジュール等の関連見込数値の整合性、割引率・期待収益率・残存期間の妥当性等を検証する。		統制	
	(1)ー補足 マーケットリスク相当額の算出の正確性の検証	「市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」における「内部モデルの確認検査用チェックリスト」参照			・国際統一基準適用金融機関においてマーケット・リスク相当額の算出に当たって内部モデルを採用している場合には、正確なリスク量等を算出するための態勢整備の状況についても評価上勘案する必要があることに留意する。
	(2)償却・引当に関する検査の結果が自己資本比率に与える影響の検討	償却・引当に関する検査の結果、償却・引当額の水準が不十分と認められる場合には、追加的に必要な償却・引当額の算定に努め、これが自己資本比率にどの程度の影響を与えるのか、即ち、追加的に必要な償却・引当を行った場合に、自己資本比率がどの程度低下するのかを検討する。 具体的には、次のとおり取り扱うものとし、各段階において、主任検査官と被検査金融機関及び会計監査人との認識を一致させるも 1. 償却・引当額の水準の検討 償却・引当額の水準の検討に当たっては、以下の場合に、不十分であると判断するものとする。 (1) 自己査定基準及び自己査定結果の検証の結果、自己査定基準が不適切あるいは自己査定が不正確であることから、債務者区分の変更等により分類額(Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類)が増加した結果、償却・引当額が増加することが見込まれる場合 (2) 償却・引当基準及び償却・引当結果の検証の結果、償却・引当基準が不適切あるいは償却・引当額の算定が不適切であることから、償却・引当額が増加することが見込まれる場合	◎		・自己査定基準、償却・引当基準等の適切性や運用の適切性については、「資産管理」の項目において評価を行うことに留意する。

# 自己資本管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評価上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(自己資本比率等に関する検査について)及び監督指針			評価上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付	評価における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		2. 追加的に必要な償却・引当額の算定 追加的に必要な償却・引当額の算定に当たっては、以下の点に留意の上、被検査金融機関及び会計監査人と十分な意見交換を行うこととする。 (1) 上記1の(1)に該当する場合 被検査金融機関の償却・引当基準が適切と認められる場合は、当該償却・引当基準に基づき追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。 被検査金融機関の償却・引当基準が適切と認められない場合は、下記の(2)の①の方法により求めた償却・引当基準に基づき追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。 (2) 上記の1の(2)に該当する場合 ① 被検査金融機関の償却・引当基準が不適切な場合 被検査金融機関の償却・引当基準のうち不適切な部分について、被検査金融機関及び会計監査人と十分に意見交換を行った上で、償却・引当基準をどのように改めるのかを確定し、修正後の償却・引当基準に基づき、追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。 ② 被検査金融機関の償却・引当結果が不適切な場合 被検査金融機関の償却・引当基準に基づき、適切な償却・引当を行った場合の償却・引当額を算定の上、追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。	◎		

# 自己資本管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評価上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(自己資本比率等に関する検査について)及び監督指針			評価上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付	評価における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
	(3)自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握	<p>自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握に当たっては、まず、追加的に必要な償却・引当を当該決算期に行った場合の自己資本比率を算定し、当該算定結果について、被検査金融機関に示して、その内容についての確認を得るものとする。</p> <p>また、今後、追加的に必要な償却・引当を行うに当たって、被検査金融機関がどのような対応策を検討しているのかを的確に把握するものとする。具体的には、償却財源(今後の収益見通し、資産の売却等)、資本増強計画、リスク・アセット対策等について、被検査金融機関の今後の対応策を的確に把握するものとする。</p> <p>次に、当該対応策の妥当性を検討し、妥当な対応策に基づき追加的に必要な償却・引当額の処理を行った結果として、翌決算期において自己資本比率がどの程度となるのかを確認し、主任検査官と被検査金融機関及び会計監査人との認識を一致させるものとする。</p> <p>さらに、当該決算期及び翌決算期における自己資本比率の水準が「銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令」(内閣府・財務省令)第1条等に定める早期是正措置の発動基準に該当する可能性があるかを検証する。</p> <p>その際、同命令第2条第2項及び第3項の規定等に該当しないかを検証する。</p>	◎		<p>・評価上の目安を判定する際には、例えば、以下の点はマイナス要素として勘案する。</p> <p>①適正な自己資本比率の維持、又は、資本の効率的活用に係る明確な指針・戦略等が経営陣になく、十分な検討が行われていない場合(例えば、一定年数(例えば3年)以内に自己資本比率が相当程度低下することが予想されているにも関わらず、対策が検討されていない場合)</p> <p>②翌決算期において、早期是正措置の発動基準の近辺または基準を下回る水準までに自己資本比率の低下が予想されるにも関わらず、対策が策定されていない場合。また、対策は策定されているものの、今期中の実行可能性がない場合、等</p>
	【監督指針】 自己資本比率の計算	<p>自己資本比率の計算の正確性については、法14条の2の規定に基づく自己資本比率の基準に定める件(平成5年大蔵省告示第55号)及びバーゼル合意の趣旨を十分踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、その正確性等に問題がある場合には、その内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書の記載内容のチェック</li> <li>・「意図的な保有」控除のためのチェック</li> <li>・資本の安定性・適格性等のチェック</li> <li>・自己資本比率算定に際してのチェック</li> <li>・期限前償還等の届出受理に際してのチェック</li> <li>・連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</li> </ul> <p>※以上、項目のみ(内容の記述は、略)</p>			<p>・自己資本管理の評価に当たっては、上記の「金融検査マニュアル」に係る「評価における着眼点」に加え、「監督指針」の左記の項目における「留意点」等も踏まえる必要があることに留意する。</p>

# 自己資本管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評価上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(自己資本比率等に関する検査について)及び監督指針			評価上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付	評価における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
	前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内部 管理	・経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。彌縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し評価を行う。 ・本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。

## 各評定段階基準(案)

### 5. 信用リスク管理態勢

A :

信用リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

信用リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。審査管理面等において軽微な弱点は認められるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に、自主的に適切な対応がなされている、または、今後、なされることが期待できる。

C :

信用リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣のリスクに対する管理能力も不十分であり、その結果、審査管理面等における問題や過度の与信集中が認められるなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D :

信用リスク管理態勢について、管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、更なる与信集中の進行や与信集中先の業況悪化による資産内容の劣化などが認められ、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、その存続が脅かされている状況にある。

※中小・零細企業等に係る信用リスク管理態勢の評定に当たっては、金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の趣旨を踏まえて判定すること。

# 信用リスク管理態勢

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1)金融機関全体の経営方針に沿った戦略目標の明確化	(1) 金融機関全体の経営方針等に沿った融資部門等の戦略目標が明確に定められているか。 融資部門等の戦略目標は、特定の業種又は特定のグループなどに対する短期的な収益確保を目的とした信用リスクの集中を排除するなど、信用リスク管理の観点から適切なものとなっているか。	◎	経営陣による統制	・融資部門等の戦略目標、それを踏まえて策定される信用リスク管理方針・クレジットポリシーは、具体的な内容となっており、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性のあるものとなっているかに着目して評定を行うものとする。なお、その際には、金融機関の経営判断にかかる部分については過度に立ち入ることがないように留意する。  ・中小・零細企業向け融資に対する信用リスク管理態勢の評定に当たっては、当該金融機関のビジネスモデル等に応じた実効性のあるリスク管理態勢が構築されているかに着目する。 例えば、ある程度の不良債権の発生を前提としたビジネスモデルの場合においては、それに見合ったリスク管理態勢が構築されているか否かに留意する。
	(2)取締役のリスク管理の理解及び認識等	(2) 取締役は、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目(市場取引に係る信用リスクを含む。)を統合した上で、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理することの信用リスク管理上の必要性について理解しているか。 また、取締役は、信用リスクの管理手法(信用格付の内容及びポートフォリオ管理を含む。)及びモニタリング手法を理解し、信用格付、ポートフォリオ管理及び自己査定についての信用リスク管理上の必要性について認識しているか。特に担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。 さらに、取締役会が、償却・引当額の水準が信用リスクに見合った十分なものとなっているかを検証しているか。 なお、取締役会は、信用リスクの計量化を経営に活用している場合には、計量化の手法、データの整備状況、信用リスク量と自己資本との関係等の利用上の留意点について、理解しているか。	◎		・取締役会において、償却・引当額の水準の妥当性について、どのような検討が行われているか、取締役会議事録等に基づき確認する。目標とする決算を念頭に置いた償却・引当額が設定されている場合には、各取締役の認識、取締役間の相互牽制機能の発揮状況に着目して評定を行う。  ・信用格付に基づく適正な信用リスク量を踏まえた金利(適正な貸出金利)体系の構築については、金融機関の収益管理に係る重要事項であることを経営陣が認識し、積極的に推進する体制が整備されているか、に着目する。 なお、金融機関の規模・特性を踏まえることに留意する。
	(3)信用リスク管理の方針の確立	(3) 取締役会は、戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。 また、信用リスク管理のため、融資の対象、信用格付の基準、ポートフォリオの管理方針(特定の業種又は特定のグループに対する与信限度額の設定などによる与信集中の防止など)、決裁権限などが規定されたクレジット・ポリシーが定められているか。	◎		・営業地域が限定される協同組織金融機関等の評定に当たっては、特定業種への与信が多いと認められる場合であっても、地域の特性を踏まえたポートフォリオ管理が行われているか、また、何らかのリスクヘッジ策が講じられているかなど、実効性あるリスク管理体制が構築されているかに着目する。

# 信用リスク管理態勢

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル		評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明		
	(4)リスク管理のための組織の整備	(4) 取締役会は、例えば、営業推進部門と審査管理部門の分離などによる営業推進部門の影響を受けない適切な審査管理体制の構築、あるいは与信監査部門及びリスク管理部門の設置などによる適切な与信管理体制の構築などにより、信用リスクを適切に管理する体制を整備しているか。	◎	・リスク管理のための組織の整備については、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着目して評定を行う。  ・与信の集中が認められるなど、信用リスク管理上の何らかの問題点が生じている場合、営業推進部門等の担当の取締役に対する他の取締役による牽制機能の発揮状況について取締役会議事録等によって確認し、評定を行う。
	(5)取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(5) 取締役会等は、定期的に信用リスクの状況(特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況を含む。)の報告を受け、把握されたリスク情報を基に、信用リスク管理の方針の遵守状況を検証しているか。 また、代表取締役は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、リスク情報をリスク管理のために活用しているか。	◎	
2. 管理者の認識及び役割	(1)リスク管理のための規定の整備	(1) 管理者は、信用リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で信用リスク管理のための規定を整備し、当該規定を必要に応じて見直しているか。 また、信用リスク管理のための規定には、融資の対象、信用格付、ポートフォリオ管理、決裁権限、審査の方針、与信監査の方法などが定められているか。	△	・信用格付に基づく適正な信用リスク量を踏まえた金利(適正な貸出金利)体系の構築については、経営陣の指示に沿った体制が整備されているか、に着眼すること。例えば、管理会計の整備、信用リスクデータの蓄積、金利設定のための内部基準の整備等が図られ、合理的な金利設定が行われているかに着眼すること。 なお、金融機関の規模・特性を踏まえることに留意する。
	(2)リスク管理の適切な実行	(2) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、各部門において、適切に信用リスク管理を実行するとともに、リスク管理についての責任を負っているか。 なお、信用リスク管理のためには、信用格付に応じ内部モデル等を使用して信用リスクの計量化を行い、適正な収益の確保、経営資源の配分、自己資本に見合った信用リスクリミットの設定などを行うことが望ましい。 この場合、システム面での十分なサポートが行われていることが望ましい。	○	
Ⅱ. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	(1)統合的なリスク管理体制の確立	(1) 信用リスク管理に当たっては、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理する体制となっているか。 また、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目(市場取引に係る信用リスクを含む。)について、統合的に管理する体制となっているか。	◎	・大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関に対して評定を行う際には、「統合リスク管理」体制の整備状況についても評定上勘案する必要があることに留意する。 ※「統合リスク管理」の定義については、リスク管理態勢(共通)を参照。
	(2)新商品、新規業務に係る評価	(2) 新商品、新規業務の導入に当たっては、信用リスクの存在等について、リスク管理部門による評価が行われ、必要に応じて法務担当部門及び内部監査部門等の意見を踏まえた上で、リスクの評価結果を取締役会等に報告し、新商品、新規業務の導入について承認を受けているか。	△	

内部管理



# 信用リスク管理態勢

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル		評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評定における着眼点	
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
2.審査管理	(1)審査管理体制の整備	(1) 審査管理部門は、例えば、営業推進部門から独立し、審査管理部門の担当取締役は営業推進部門の取締役が兼務していないなど、営業推進部門の影響を受けない体制となっているか。 なお、審査管理部門が営業推進部門から独立していない場合及び審査管理部門の担当取締役が営業推進部門の取締役と兼務している場合には、適切な審査管理を行うための牽制機能が確保されているか。		◎	・審査管理体制の整備については、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着目して評定を行う。  ・与信の実行に当たっては、債務者に係るあらゆる情報の収集に努め、債務者の実態把握を行うとともに、金融機関として健全な融資態勢となっているかに着目する。  ・中小・零細企業の事業の将来性等に関する「目利き」能力の向上に対する取組みによって融資審査態勢が強化され、問題債権の発生が未然に防止されていると認められる場合等においては、評定上プラス要素として勘案する。
	(2)審査管理体制の役割	(2) 審査管理部門により、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等が的確に把握され、これに基づき信用格付の正確性が検証されるなど、適切な審査管理が行われているか。 また、審査管理部門により、営業推進部門において、審査管理部門の指示が適切に実行されているか、健全な融資態度(健全な事業を営む融資先、特に中小・零細企業等に対する円滑な資金供給の実行、投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶などを含む。)が確立されているか、不適切な資金回収が行われていないかなどの検証が行われているか。 さらに、審査管理部門が、営業推進部門に対して、健全な事業を営む融資先の技術力・販売力・成長性等や事業そのものの採算性・将来性を重視し、担保や個人保証に依存しすぎないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が適切に実行しているか、また、当局が定める金融検査マニュアルを理由に、健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行わないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が不適切な取扱いを行っていないかなどを検証しているか。		◎	
3.与信管理	(1)与信管理体制の整備	(1) 営業推進部門及び審査管理部門においては、与信先の業況推移等の状況等について、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として与信管理が行われる体制となっているか。特に、大口信用供与先については、金融機関の信用供与額と連結対象子会社及び持分法適用会社の信用供与額とを合算の上、適切に管理しているか。 また、償却・引当額の水準を検証する部門が定められ、当該部門が償却・引当額の水準が信用リスクに見合ったものとなっているかを検証するとともに、償却・引当額を正確に取締役会に報告しているか。 さらに、ポートフォリオの状況(特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況など)を管理する部門が定められ、当該部門が適切なポートフォリオ管理を行うとともに、ポートフォリオの状況を定期的に取締役会等に報告しているか。		◎	・与信管理については、例えば以下の事項に着目して評定を行う。 ①与信限度額の設定状況及び遵守状況(限度額が超過している場合や限度額の増額が認められる場合には、その要因・背景について着目する。) ②大口与信先に対する与信管理態勢(大口与信先に対する与信額が増加している場合には、その要因・背景について着目する。) ③問題債権に陥ることを未然に防止するための金融機関の取組み状況・姿勢(問題債権の増加が認められる場合や問題債権の定義等が変更されている場合には、その要因・背景について着目する。) ④取引先企業に対する経営相談・支援機能強化への取組態勢 ⑤事業再生への取組み態勢  ・債務者である中小・零細企業に対するモニタリングや経営相談・経営改善指導等によって債務者との意思疎通が図られ(債務者との密度の高いコミュニケーションの確保、債務者の正確な経営実態が把握されていると認められる場合には、評定上のプラス要素として勘案する。

# 信用リスク管理態勢

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル		評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明		
	(2)与信監査部門の整備	(2) 信用格付の正確性、与信先の与信管理などの与信管理の状況を検証する与信監査部門が定められ、当該部門が与信管理の適切性について検証するとともに検証結果を取締役会等に報告しているか。なお、営業推進部門又は審査管理部門がポートフォリオ管理を行っている場合には、与信監査部門がポートフォリオ管理の適切性についても検証しているか。 また、国際統一基準適用金融機関にあつては、与信監査部門が専担の体制(リスク管理部門が与信監査を行う体制を含む)となっているか。 なお、国内基準適用金融機関にあつても、与信監査部門は専担の体制となっていることが望ましい。		内部 管理
	(3)リスク管理部門の役割	(3) 信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を統合して管理を行うリスク管理部門が定められ、信用リスクの統合的な管理が行われているか。 また、国際統一基準適用金融機関にあつては、リスク管理部門が専担の体制(リスク管理部門が与信監査を行う体制を含む)となっているか。 なお、国内基準適用金融機関にあつても、リスク管理部門は専担の体制となっていることが望ましい。		
4.問題債権の管理	(1)問題債権の管理体制の整備	(1) 問題債権の管理・回収を担当する部門が定められ、問題債権の適切な管理が行われているか。 また、問題債権として特に管理が必要な債権の範囲が特定されているか。 さらに、国際統一基準適用金融機関にあつては、問題債権を管理・回収する部門が専担の体制となっているか。なお、国内基準適用金融機関にあつても、問題債権を管理・回収する部門は専担の体制となっていることが望ましい。		
	(2)問題債権の管理部門の役割	(2) 問題債権の管理・回収部門により、問題先に対する取組方針が明確化され、問題先の経営状況等が管理されているか。 また、問題先への取組方針に基づき、適切な再建策の指導又は整理・回収が行われているか。		
5. 自己査定	「信用リスク検査用マニュアル」参照。			
6. 償却・引当	「信用リスク検査用マニュアル」参照。			「資産管理」参照。

# 信用リスク管理態勢

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル		評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明		

## 【関連項目】

(中小企業融資)

○金融検査マニュアル別冊 〔中小企業融資編〕	【はじめに】	金融検査マニュアルにおいては、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、「特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。」等としているところである。  【略】  中小・零細企業の債務者区分の判断に当たっては、何よりも金融機関自らが、日頃の債務者との間の密度の高いコミュニケーションを通じて、その経営実態の適切な把握に努めることが重要である。  今回の本別冊の改訂においては、金融機関が (1)継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。 (2)きめ細かな経営相談、経営指導等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。といった、いわば金融機関による「債務者への働きかけ」の度合いを重視し、債務者区分の判断等においてもこの点を十分勘案することとしている。  【略】	◎	内部管理	・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕が金融機関の内部において周知徹底され、営業現場にまで浸透することによって、中小企業の経営実態等の正確な把握や中小企業再生に向けた取組みが図られ、信用リスクに対する管理態勢の強化が認められる場合には、評定上のプラス要素として勘案する。
---------------------------	--------	--	---	------	---

(市場関連リスク管理態勢)

Ⅱ.適切なリスク管理態勢の確立 2.管理業務 (1)市場リスクの管理 ⑧市場取引に係る信用リスクの管理	(1) 市場取引に係る信用リスク量の計測	(1)[GD、CD]信用リスク量の計測は、カレント・エクスポージャー方式(再構築コストとポテンシャル・エクスポージャーの合計)で行っているか。決済リスクについても把握する体制となっているか。 [EU]信用リスク量の計測は、最低限、想定元本方式又はオリジナル・エクスポージャー方式(想定・契約元本に商品・取引期間毎の掛目を乗ずる方式)で把握しているか。さらに、今後、海外拠点を設置しようとする場合にはカレント・エクスポージャー方式への移行を考慮しているか。 また、決済リスクについても把握する体制となっているか。	△	内部管理	・市場取引に係る信用リスクの評定に当たっては、当該金融機関の規模・特性を踏まえるとともに、クレジットポリシー、資産ポートフォリオの状況等も勘案し、実効性のある管理態勢が確保されているかに着目して評定を行うものとする。 例えば、 ①クレジットポリシーと有価証券の運用方針の整合性、 ②債務者と発行者が同一の場合の貸出金と有価証券との合算管理の状況、 ③内部監査部門(与信監査部門)による監査の状況、等を確認し、その実効性を検証する。
	(2) ポジション、時価評価、信用リスク量のオン・オフ一体管理	(2)[GD、CD]取引先毎の個別取引状況を把握し、時価、信用リスク量をオン・オフ一体で名寄せ管理し、信用リスクの管理者に対してエクスポージャーとクレジット・リミットの状況について正確、かつタイムリーな情報提供を行っていることが望ましい。 営業店では少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点(あるいは直近時点)での取引先毎のオン・オフ一体での信用リスク量を正確に把握しているか。 [EU]営業店では少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点(あるいは直近時点)での取引先毎のオン・オフ一体での信用リスク量を正確に把握しているか。	△		
	(3) 与信の承認体制の明確化及び与信承認機能の独立	(3)[GD、CD]少なくとも年1回以上、取引先の信用リスクを分析しているか。また、頻繁・継続的に取引が行われている場合は、予めクレジット・リミットを設定しているか。 クレジット・リミットの設定、見直し等の管理は、市場関連部門から独立した与信審査部門で行っているか。また、設定されたクレジット・リミットは、他の与信基準との整合性を図っていることが望ましい。 [EU]取引相手先の選択に当たっては、取引相手先の信用リスク等を十分検討しているか。	△		

## 信用リスク管理態勢

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル		評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	リスク管理態勢のチェック項目			
	(4) クレジット・リミットに係る規定の整備及びクレジット・リミットの適切な管理	(4) クレジット・リミットに接近した際の管理方針(信用リスク補完策等)やクレジット・リミットを超えた際の管理者への報告体制、権限、手続き等の規定を明確に定めているか。 また、規定に従って適切にクレジット・リミットを管理しているか。 [GD、CD]信用リスク額がクレジット・リミットに達した場合には、新たな信用の供与に繋がるような取引を停止し、規定に従い管理者(必要に応じて代表取締役及び取締役会)へ報告の上、クレジット・リミットの見直し等の対応方針を管理者(必要に応じて代表取締役及び取締役会)の承認を得た上で決定し、実施しているか。また、既存取引についても担保の追加徴求等のリスク軽減策を講じていることが望ましい。 なお、取引先に対する信用リスク額が上限に達する前の段階に適切なアラーム・ポイントを設け、アラーム・ポイントに達した場合に、取引先と信用リスクの補完策に対する協議を開始するなどの規定を設け、クレジット・リミットを管理することも有効である。	△	
	(5) リスク軽減措置の活用	(5) 信用リスクの軽減のため、契約の法的有効性を確認した上で、ネットィング契約、担保徴求、保証等を活用していることが望ましい。	△	

前回当局検査指摘事項の改善状況等	◎	内部 管理	・経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。彌縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。 ・本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。
------------------	---	----------	---

## 各評定段階基準(案)

### 6. 資 産 管 理

A :

資産について、金融機関の規模や特性に応じた自己査定態勢及び償却・引当態勢などの管理態勢が経営陣により強固に構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

資産について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されており、信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当が確保されている。自己査定の正確性等に軽微な不備は認められるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

資産について、金融機関の規模や特性に応じた管理態勢は不十分である、または、信用リスクの程度に応じた償却・引当が確保されていない。経営陣の管理能力が不十分であることから、自己査定態勢や償却・引当態勢に不備が生じているなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善が必要である。

D :

資産に対する管理態勢に欠陥がある、または重大な欠陥が認められる。その結果、多額の償却・引当不足が認められるなど、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、またはそのような状況にある。

※中小・零細企業等に係る資産管理の評定に当たっては、金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の趣旨を踏まえて判定すること。

# 資産管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評価上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(自己査定に関する検査について)			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評価における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
自己査定	1.自己査定に関する検査の目的	【省略】			
	2.自己査定に関する検査の方法	【省略】			
	3.自己査定体制の整備等の状況等の検証 (1) 自己査定基準の制定	<p>自己査定基準は、関係法令及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっているか。</p> <p>自己査定基準は、取締役会により正式の行内手続を経て決定され、明文化されているか。</p> <p>自己査定基準には、自己査定の対象となる資産の範囲、自己査定の実施部門(営業関連部門(営業店及び本部営業関連部門並びに本部貸出承認部門(融資管理部又は融資審査部等))又は資産査定部門)及び監査部門(与信監査室、検査部等)が明記されるとともに、自己査定の基準及びその運用についての責任体制が明記されているか。</p> <p>自己査定基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門のみならず、監査部門及びコンプライアンスに関する統括部門の意見を踏まえた上で行われているか。</p> <p>また、営業店等における自己査定を適切に実施するために、自己査定マニュアルを制定し、明文化しているか。</p>	◎	内部 管理	<p>・「資産管理」の評価に当たっては、当該金融機関の規模・特性やビジネスモデルを踏まえて行うことし、総資産分類率・不良債権比率の乖離率や償却・引当額の増加率のみに着目して評価を行うのではなく、乖離が生じた要因・背景を十分に把握し、管理態勢上の問題の有無の把握に留意する。</p> <p>・また、ハイリスク・ハイリターン・ビジネスモデルを選択している金融機関の場合、不良債権比率等の水準のみではなく、保有する信用リスクに応じたリスク管理態勢が整備され、金融機関としての健全性が確保されているか、との観点から検証を行う。</p> <p>・資産ポートフォリオの状況にかかる検証に当たっては、特定の業種や特定の地域に与信が多い場合であっても、何らかのリスクヘッジ策が講じられているなど、資産の健全性を確保するため態勢が整備されているかに着目する。特に、営業地域が限定される協同組織金融機関等の評価に当たっては、特定業種への与信が多いと認められる場合であっても、地域の特性を踏まえたポートフォリオ管理が行われているかなど、実効性のあるリスク管理体制が構築されているかに着目する。</p> <p>・取締役会において、自己査定基準の整備等に当たって、その内容の適切性に対しどのような検討が行われているか、取締役会議事録等に基づき確認する。特定の債務者の債務者区分等や不良債権比率の水準を念頭に置いた自己査定基準が制定されている場合には、各取締役の認識、取締役間の相互牽制機能の発揮状況に着目する。</p>

# 資産管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評価上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(自己査定に関する検査について)			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評価における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
	(2) 自己査定体制の整備等の状況	<p>自己査定は、①営業店及び本部営業関連部門において第一次の査定を実施し、本部貸出承認部門において第二次の査定を実施した上で、営業関連部門から独立した資産監査部門で監査を行う方法、又は②営業関連部門の協力の下に営業関連部門から独立した資産査定部門が自己査定を実施する方法など、営業関連部門に対して十分な牽制機能が発揮され、自己査定を正確に実施するための体制となっているか。</p> <p>また、実施部門及び監査部門に自己査定実務に精通した人材を配置しているか。</p> <p>さらに、資産監査部門及び資産査定部門は、営業関連部門に対して、必要な教育・指導を行っているか。</p> <p>監査部門は、営業関連部門から独立し、監査部門の担当取締役は、営業関連部門の取締役が兼務していないか。監査部門の担当取締役が営業関連部門の取締役を兼務している場合には、適切な監査を行うための十分な牽制機能が確保されているか。</p> <p>監査部門は、一連の自己査定が自己査定基準及び自己査定マニュアルに従って、適正に行われているかどうかを検証しているか。</p> <p>なお、監査部門は、自己査定結果の正確性の検証のみならず、原則として信用格付の正確性、与信の事後管理の状況等についても検証を行うことが望ましい。</p> <p>また、金融機関は、当局の検査、会計監査人の監査等において、自己査定の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。</p>	◎		<p>・自己査定体制の整備状況については、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着目する。</p> <p>・リスク管理態勢(共通)を参照。</p>
	(3) 自己査定結果の取締役会への報告	<p>自己査定結果は、定期的及び適時適切に取締役会に報告されているか。</p> <p>また、自己査定体制の整備の状況(実施部門あるいは監査部門の変更等)についても、取締役会に適時適切に報告されているか。</p>	◎	経営陣による統制	<p>・営業推進部門担当の取締役等が、特定の債務者の債務者区分等を念頭に置いて、自己査定結果等に対する意見を述べていないかに着目し、その妥当性を検証する。併せて、取締役間の相互牽制機能の発揮状況にも着目する。</p>
	(4) 自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況	<p>上記(1)から(3)に掲げる自己査定体制の整備等の状況等について、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。</p>	◎		<p>・リスク管理態勢(共通)を参照。</p>

# 資産管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(自己査定に関する検査について)			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
	4. 自己査定基準の適切性	検査官は、金融機関が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、別表に掲げる枠組みに沿ったものであるかどうか等を把握し、金融機関の自己査定基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、金融機関の自己査定基準の中の個別のルール(例えば、担保評価ルールや有価証券の簡易な査定ルールなど)が合理的であるかを検証するものとする。	◎		・内部監査、外部監査、当局による検査によって認識された問題点に対して速やかに改善が図られ、関係部署に対して周知徹底が図られているかに着眼する。 ・自己査定基準の内容や運用の適切性に当たっては、例えば以下のような点に着眼する。 ①債務償還能力等の判断基準が示されているなど、具体的な内容となっており、また、その内容が合理的なものとなっているか。 ②債務者区分や信用格付の判断基準が、定量面のみならず、定性面も加味した債務者の実態を反映するものとなっており、その内容が合理的なものとなっているか。 ③債務者の実態バランスを適切に反映させる基準等が整備されているか。 ④不動産担保の処分可能見込額の算出に当たり、鑑定評価額に対し所要の修正を行うための合理的な基準が整備されているか。 ⑤有価証券の減損処理について、「回復の可能性」に関する適切な判定基準が存在し、時価が著しく下落しているものについて、同基準に基づき回復可能性の検討が十分に行われているか。
	(1)用語の定義	【省略】			
	(2)自己査定における分類区分	【省略】			
	5. 自己査定結果の正確性	検査官は、別表に掲げる方法により、実際の自己査定が自己査定基準に則って正確に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、自己査定体制の整備等の状況、自己査定結果の取締役会への報告の状況、自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。 なお、資産査定の結果は、金融機能再生緊急措置法第7条の規定により公表しなければならないこととされている。 したがって、自己査定結果が不正確であると認められる場合には、その原因(自己査定基準に起因するものか、自己査定の実施に起因するものかなど)及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行的確な把握を行うものとする。	◎	内部 管理	・自己査定結果の正確性の評定に当たっては、総資産・貸出金分類率及び不良債権比率の乖離率の大小のみに着眼するのではなく、検査前の分類率等の水準や償却・引当に及ぼす影響、前回検査時の状況等を踏まえた上で、態勢面における問題点の把握を行う。 特に、前回検査時における乖離率と比較し、改善が認められない場合には、その要因・背景を確認し、態勢面においてどのような問題点が生じているのか把握する。 ・自己査定結果の正確性の評定に当たっては、金融検査マニュアル[中小企業融資編]の検証ポイント等も踏まえる必要があることに留意する。
	(1)基準日	【省略】			
	(2)抽出基準	【省略】			
	(2)具体的な検証方法等	【省略】			



# 資産管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評価上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(自己査定に関する検査について)			評価上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評価における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
	(4)自己査定の正確性の判断基準	【省略】			

【関連項目】

(中小企業融資)

○金融検査マニュアル 【信用リスク検査用マニュアル(別表)】	債務者区分	<p>債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。</p> <p>特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。</p>	◎	内部 管理	<p>・中小・零細企業等の債務者区分の検証に当たっては、当該金融機関が自己査定を行う際に用いたあらゆる判断材料の把握に努め、中小・零細企業等の実情に即したきめ細かな経営実態の把握を行う必要があることに留意する。</p>
○金融検査マニュアル別冊 【中小企業融資編】	【検証ポイント】	<p>中小・零細企業等の債務者区分については、その特性を踏まえて判断する必要があるが、その際の検証ポイントは、以下のとおりである。</p> <p>また、次のような中小・零細企業等の特性にも留意する必要がある。</p> <p>① 中小・零細企業は総じて景気の影響を受けやすく、一時的な収益悪化により赤字に陥りやすい面がある。</p> <p>② 自己資本が大企業に比べて小さいため、一時的な要因により債務超過に陥りやすい面がある。</p> <p>また、大企業と比較してリストラの余地等も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかることが多い。</p> <p>③ 中小・零細企業に対する融資形態の特徴の1つとして、設備資金等の長期資金を短期資金の借換えの形で融資しているケースがみられる。</p>			<p>・金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]にある「債務者への働きかけ」については、金融機関による企業訪問や経営指導等を通じて、その経営実態の適切な把握が行われている場合には評価上プラス要素として勘案されるものであり、「債務者への働きかけ」が行われていないことのみを以って評価上マイナス評価として勘案されるものではないことを留意する。</p>

# 資産管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(自己査定に関する検査について)			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		<p>以上のような中小・零細企業の経営・財務面の特性や中小・零細企業に特有の融資形態を踏まえ、赤字や債務超過が生じていることや、貸出条件の変更が行われているといった表面的な現象のみをもって、債務者区分を判断することは適当ではない。</p> <p>したがって、取引実績やキャッシュフローを重視して検証するとともに、貸出条件の変更の理由や資金の使途、性格を確認しつつ、債務者区分の判断を行う必要がある。</p> <p>なお、検査においては、これら検証ポイントに加え、金融機関が自己査定を行う際のあらゆる判断材料の把握に努め、債務者の経営実態を総合的に勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。</p>			
	1. 代表者との一体性	<p>中小・零細企業等の場合、企業とその代表者等との間の業務、経理、資産所有等との関係は、大企業のように明確に区分・分離がなされておらず、実質一体となっている場合が多い。</p> <p>したがって、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、当該企業の実態的な財務内容、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等について、次のような点に留意し検討する必要がある。</p> <p>なお、代表者等には、例えば、代表者の家族、親戚、代表者やその家族等が経営する関係企業等当該企業の経営や代表者と密接な関係にある者などが含まれる。</p> <p>(1) 企業の実態的な財務内容 【略】</p> <p>(2) 代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等 【略】</p>			<p>・債務者である中小・零細企業に対するモニタリングや経営相談・経営改善指導等によって債務者との意思疎通(債務者との密度の高いコミュニケーションの確保)を通じて、債務者の正確な経営実態が把握され、それが適切に自己査定等に反映されているかに着目する。</p> <p>例えば、債務者との経営実態を把握するために債務者に精度の高い財務諸表の作成を働きかけるなどの取組みを通じて、債務者の代表者と合算したキャッシュフローの状況、資産のみではなく負債の状況等を適切に把握しているかに着目する。</p>

# 資産管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評価上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(自己査定に関する検査について)			評価上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評価における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
	2. 企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性	<p>企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性については、企業の成長発展性を勘案する上で重要な要素であり、中小・零細企業等にも、技術力等に十分な潜在能力、競争力を有している先が多いと考えられ、検査においてもこうした点について着目する必要がある。</p> <p>企業の技術力等を客観的に評価し、それを企業の将来の収益予測に反映させることは必ずしも容易ではないが、検査においては、当該企業の技術力等について、以下の点を含め、あらゆる判断材料の把握に努め、それらを総合勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。</p> <p>(1) 企業の技術力、販売力等 【略】</p> <p>(2) 経営者の資質 【略】</p> <p>以上の企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性を評価するに当たっては、金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等を検証し、それらが良好であると認められる場合には、原則として、金融機関が企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重する。 【略】</p>			<p>・中小・零細企業の事業の将来性等に関する「目利き」能力の向上によって、より正確な債務者の経営実態が把握され、それが適切に自己査定等に反映されているかに着目する。</p>
	3. 経営改善計画	<p>(1)経営改善計画等の策定</p> <p>中小・零細企業等の場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。</p> <p>検査に当たっては、債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて債務者区分の判断を行うことが必要である。</p> <p>他方、金融機関側より現在支援中である、あるいは、支援の意思があるという説明があった場合にあっては、それらのみにとらわれることなく、上記のような何らかの具体的な方策について確認することが必要である。</p>			<p>・自己査定の判断材料として用いている金融機関の作成・分析した資料が、経営相談・経営改善指導等を通じて債務者との密度の高いコミュニケーションを図り、債務者の経営実態を踏まえたうえで、作成されたものであるかに着目する。</p>

# 資産管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評価上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(自己査定に関する検査について)			評価上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評価における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		(2)経営改善計画等の進捗状況 中小・零細企業等の場合、必ずしも精緻な経営改善計画等を作成できないことから、景気動向等により、経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る(売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割に満たない)場合がある。 その際における債務者区分の検証においては、経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的・画的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要である。 なお、経営改善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際には、バランスシート面についての検討も重要であるが、キャッシュフローの見通しをより重視することが適当である。			・当該中小・零細企業等の経営改善の実現可能性に着眼し、その際にはキャッシュフローの将来見通しに留意する。
	4. 貸出条件及びその履行状況	貸出条件及びその履行状況については、債務者区分を判断する上で重要な要素であり、仮に、条件変更等が行われている場合には、その条件変更等に至った要因について確認する必要がある。 【略】			・当該金融機関が、債務者との密度の高いコミュニケーションを通じて条件変更等に至った要因を把握しているかに着眼する。
	5. 貸出条件緩和債権	貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第五号ロ(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。 なお、債務者の経営再建又は支援を図る目的の有無については、単に融資形態のみをもって判断するのではなく、債務者の状況や資金の性格等を総合的に勘案して判断する必要がある。 例えば、書換えが継続している手形貸付であっても、いわゆる正常運転資金については、そもそも債務者の支援を目的とした期限の延長ではないことから、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。 また、債務者に有利となる取決めか否かについては、「基準金利」(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。以下同じ。)という着眼点で判断する必要があり、その際、以下の点に留意する。 (1)貸出条件緩和債権の検証 【略】 (2)貸出条件緩和債権の卒業基準 【略】			・信用格付に基づく適正な信用リスク量を踏まえた金利体系に基づく金利を基準金利としているかに着眼する。

# 資産管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(自己査定に関する検査について)			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
	6. 企業・事業再生の取組みと要管理先に対する引当	【略】			「償却・引当」の【関連項目】の(中小企業融資)を参照。
	7. 資本的劣後ローンの取扱い	(1)金融機関の中小・零細企業向けの要注意先債権(要管理先への債権を含む)で、貸出債権の全部または一部を債務者の経営改善計画の一環として、原則として以下の要件の全てを満たす貸出金(以下、「資本的劣後ローン」という。)に転換している場合には、債務者区分等の判断において、下記(2)を満たすことを条件として当該資本的劣後ローンを当該債務者の資本とみなすことができる。 なお、資本的劣後ローンへの転換は、合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画と一体として行われることが必要である。 【略】 (2) 【略】 (3) 【略】			・資本的劣後ローンにかかる償却・引当については、「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(平成16年11月2日本公認会計士協会)等に基づき、適切に処理されているかに着眼する。

# 資産管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(償却・引当に関する検査について)			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
償却・引当	1.償却・引当に関する検査の目的	【省略】			・取締役会において、償却・引当基準の整備等に当たって、その内容の適切性に対しどのような検討が行われているか、取締役会議事録等に基づき確認する。目標とする決算等を念頭に置いた償却・引当基準が制定されている場合には、各取締役の認識、取締役間の相互牽制機能の発揮状況に着眼する。
	2.償却・引当に関する検査の方法	【省略】			
	3. 償却・引当体制の整備等の状況等の検証 (1) 償却・引当基準の制定	償却・引当基準は、関係法令、企業会計原則及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっているか。 償却・引当基準は、取締役会により正式の行内手続を経て決定され、明文化されているか。 償却・引当基準には、償却・引当の対象となる資産の範囲、償却・引当の実施部門及び監査部門を明記するとともに、償却・引当基準及びその運用についての責任体制を明記しているか。 償却・引当基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門(営業関連部門及び資産査定部門)のみならず、監査部門(与信監査室、検査部等)及びコンプライアンスに関する統括部門等の意見を踏まえた上で行われているか。 また、償却・引当を適切に実施するために、償却・引当マニュアルを制定し、明文化しているか。 なお、償却・引当基準の具体的内容は、金融機関の財務の健全性に対する信頼を確保する観点から、金融機能再生緊急措置法第7条の規定に基づく資産査定結果の開示と併せて、積極的に開示されることが望ましい。	◎		
(2) 償却・引当体制の整備等の状況	償却・引当は、①自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、監査部門で監査を行うとともに、監査部門が一般貸倒引当金の算定を行う方法、②営業関連部門の協力の下に営業関連部門及び決算関連部門から独立した資産査定部門が個別貸倒引当金の算定を行い、資産査定部門が一般貸倒引当金の算定を行う方法、又は③自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、決算関連部門において一般貸倒引当金の算定を行った上で、監査部門がこれらの算定結果の監査を行う方法など、自己査定の実施部門及び決算関連部門に対して十分な牽制機能が発揮され、償却・引当額を正確に算定するための体制となっているか。 また、実施部門及び監査部門には償却・引当実務に精通した人材を配置しているか。 さらに、監査部門等は、自己査定の実施部門等に対して、必要な教育・指導を行っているか。	◎	内部管理	・償却・引当体制の整備状況については、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着眼する。  ・リスク管理態勢(共通)を参照。	

# 資産管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(償却・引当に関する検査について)			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
		<p>監査部門は、自己査定の実施部門及び決算関連部門(主計室等)から独立した組織でなければならず、監査部門の担当取締役は、自己査定の実施部門及び決算関連部門の取締役が兼務していないか。監査部門の取締役が自己査定の実施部門の取締役又は決算関連部門の取締役を兼務している場合には、金融機関の業績等の影響を受けずに適切な監査を行うための十分な牽制機能が確保されているか。</p> <p>監査部門は、一連の償却・引当が償却・引当基準及び償却・引当マニュアルに従って、適切に行われているかどうかを検証しているか。</p> <p>なお、監査部門は、償却・引当の結果の適切性の検証のみならず、引当率の適切性、引当額等の総額の適切性、前期における引当額等の適切性等についても検証を行うことが望ましい。</p> <p>また、金融機関は、当局の検査、会計監査人の監査等において、償却・引当の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。</p>			
	(3) 償却・引当結果の取締役会への報告	<p>償却・引当結果は、定期的及び適時適切に取締役会に報告されているか。</p> <p>また、償却・引当体制の整備の状況(実施部門あるいは監査部門の変更等)についても、適時適切に取締役会に報告されているか。</p>	◎	経営陣による統制	<p>・決算関連部門担当の取締役等が、目標とする決算を念頭に置いて、償却・引当結果等に対する意見を述べていないかに着目し、その妥当性を検証する。併せて、取締役間の相互牽制機能の発揮状況にも着目する。</p> <p>・リスク管理態勢(共通)を参照。</p>
	(4) 償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況	<p>償却・引当体制の整備等の状況等については、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。</p>	◎		

# 資産管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評価上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(償却・引当に関する検査について)			評価上 の優先 度(案)	ガバ ナ ン ス 上 の 位 置 付 け	評価における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
	4. 償却・引当基準の適切性	検査官は、金融機関が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、金融機能早期健全化法第3条第2項第2号の規定に定める基準及び別表に掲げる枠組みに沿っているかどうか、商法及び企業会計原則等に準拠しているかどうか、自己査定結果を踏まえたものとなっているかどうかを把握し、金融機関の償却・引当基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、金融機関の償却・引当の個別のルール(例えば、信用格付に基づく引当率の算定ルール、業種別、地域別等の引当率の算定ルール等)が合理的に説明できるものであるかを検証し、発生の可能性が高い将来の特定の費用又は損失が合理的に見積られているかを検証するものとする。なお、償却・引当基準の基本的な考え方は、一貫し、かつ、継続的なものとなっており、償却・引当基準の基本的な考え方を変更した場合には、その理由が合理的であるかを検証するものとする。	◎	内部 管 理	・内部監査、外部監査、当局による検査によって認識された問題点に対して速やかに改善が図られ、関係部署に対して周知徹底が図られているかに着眼する。
	5. 償却・引当結果の適切性	検査官は、別表に掲げる方法により、実際の償却・引当額の算定が償却・引当基準に則って適切に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、償却・引当体制の整備等の状況、償却・引当結果の取締役会への報告の状況、償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。 なお、償却・引当の結果は、自己資本比率に影響を及ぼすことから、償却・引当額の算定結果が不適切であると認められる場合には、その原因(償却・引当基準によるものか、償却・引当額の算定の運用によるものか、業績不振によるものかなど)及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行的確な把握に努めるものとする。	◎		・償却・引当の適切性の評価に当たっては、償却・引当額の増加率の大小のみに着眼するのではなく、検査前の償却・引当額等の水準や自己資本比率へ与える影響、前回検査時の状況等を踏まえた上で、態勢面における問題点の把握を行う。 特に、前回検査時における増加率と比較し、改善が認められない場合には、その要因・背景を確認し、態勢面においてどのような問題点が生じているのか把握する。  ・貸倒実績率・予想損失率の算出にあたり、合理的な根拠に基づき必要な修正を行い、適切な予想損失率等を算出しているかに着眼する。
	(1)基準日	【省略】			
	(2)具体的な検証方法等	【省略】			
	(3)償却・引当の適切性の判断基準	【省略】			



# 資産管理

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目であり、ガバナンスを重視する観点からは特に評定上留意すべきものである。

金融検査マニュアル(償却・引当に関する検査について)			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明			
【関連項目】					
(中小企業融資)					
○金融検査マニュアル別冊 〔中小企業融資編〕	【検証ポイント】 6. 企業・事業再生の取組みと要管理先に対する引当	<p>地域の中小・零細企業については、大企業と異なり抜本的な企業・事業再生の手法についての選択肢が狭く、中小・地域金融機関がリレーションシップバンキングを通じて得られる情報を活用し、継続的な企業訪問、地道な粘り強い経営相談・経営指導等を行うなど、積極的に企業・事業再生支援に取組むことが重要である。</p> <p>そうした企業・事業再生支援の効果が将来的には、金融機関の信用リスクの減少をもたらし、引当率の低減をもたらすものと考えられる。</p> <p>引当率の算出に当たって、金融機関が十分な態勢の下、企業・事業再生に向けた支援等の取組み(注)を実施する場合には、当該支援先(または同様の支援等を実施しようとする先)については、支援等の取組みにより低減された信用リスクに基づく引当率を使用することに合理性があるものと考えられる。</p> <p>したがって、金融機関が日頃の債務者との密度の高いコミュニケーションを通じて、真摯かつ積極的・組織的な企業・事業再生支援への取組みを実施している場合には、これらの取組みを実施し、その実績データが存在している債務者を、それ以外の債務者と区別してグルーピングすることにより、引当率に格差を設けることができるものとする。</p> <p>なお、金融機関が引当率の格差を設けている場合には、これらの取組みの実施状況等を検証する必要がある。</p> <p>(注)【略】</p>	◎	内部 管理	・金融機関が引当率の格差を設けている場合には、債務者のグルーピング等が合理的基準に基づき行われ、恣意性が排除されているかに着眼する。
	前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内部 管理	<p>・経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取組むことが重要。彌縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。</p> <p>・本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。</p>